

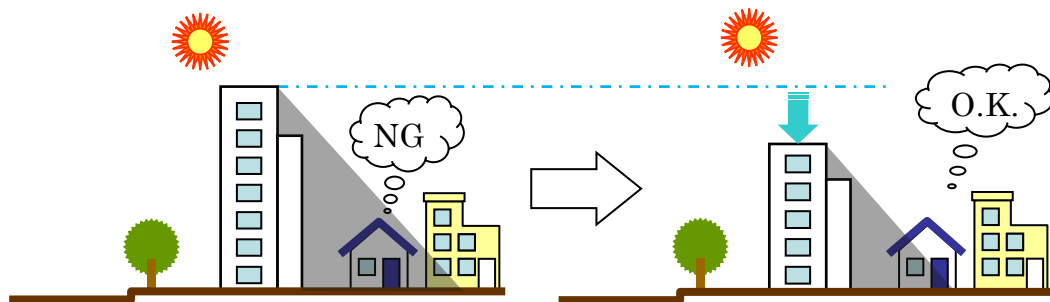
● 日影規制による配置可能な建物高さの制限

- 建築基準法という法律では建てられる建物の高さについて、通称日影規制と呼ばれる制限が設けられており、敷地北東部については、高さのある建物（高さ約25m以上）を建てることができません。熱回収施設の建屋のうち高さがある部分は、この場所を外して配置を検討する必要があります。

ここでは、その制限状況について説明します。

○ 日影規制とは？

新たに建てる建物の周辺地域の陽当たりの保護を目的とした法的規制です。新たな建物によって周辺地域に生じる日影が、一定の時間以下になるように建物の高さや形を調整することで、陽当たりが確保されるようにします。具体的には、建築基準法によって、日影規制の対象区域と、日影時間の上限が定められています。



○ 周辺への日影の影響を考慮した建物の位置及び高さの検討方法

敷地内での建物の位置や高さ、形を検討する際に、計画地の日影規制を考慮して、計画地内に建築可能な建物の高さを逆算することができます。その結果を平面図上に等高線状に描きこんで図化したものを、「逆日影図」といいます。これにより、敷地内の任意のポイントでの、建築可能な建物の高さを把握することができます。

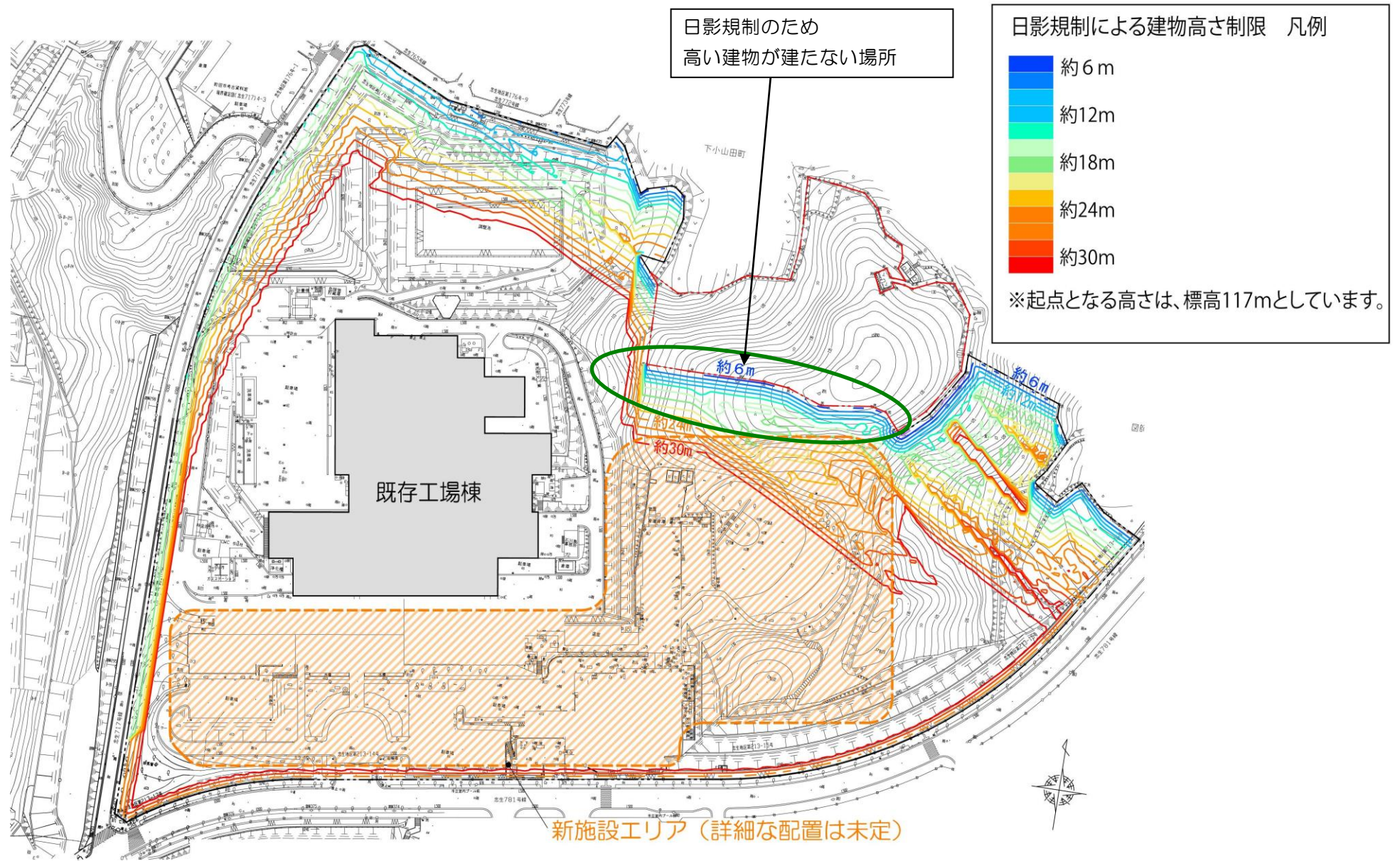


図 1.1 敷地逆日影図